

第49回議会力向上会議記録（抄）

（2.12.22）

一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。

（別紙各資料参照）

1. 政務活動費運用指針の見直しについて

（1）備品購入の取り扱いについて（資料1参照）

前回の会議で公明党堺市議団から提示のあった政務活動費運用指針改正案を一部修正した改正文案及び「議員にとって資産性のないこと」を確認する際の提出書類等について、事務局より説明の後、各会派等の意向を聴取した。

【協議結果】

政務活動費における携帯電話の取り扱いに関し、政務活動費運用指針を改正することを全会派等で合意に至り、改めて2月定例会の初日の議会運営委員会において、協議することとした。また、2月定例会までに議会運営委員会委員へ政務活動費の運用指針の改正案を配布することとした。

（2）キャッシュレス決済の取り扱い（現金チャージのものを含む）について

本件については、提案者の公明党堺市議団より本提案を一度取り下げ、課題を整理して改めて提案したい旨の申し出があり、了承された。

2. ペーパーレス化の推進について（資料2参照）

前回の会議において、引き続き協議することとした全議員に貸与している庁内LANパソコンの今後の取り扱いについて、改めて各会派等の意向を聴取した。

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	○議員貸与のパソコンについて、撤去してもかまわない。
公明党 堺市議団	○議員貸与のパソコンについて、撤去してもかまわない。今後、クラウドシステムの内容等について議論したい。 ○パソコンの撤去と併せて、議員個人のアカウントも廃止するのか、残すのか等、様々ある選択肢を再度、整理し直した上で議論すべき。
自由民主党・ 市民クラブ	○議員貸与のパソコンについて、撤去してもかまわない。庁内LANの情報をできるだけ経費をかけず入手できる方法を検討すべき。

堺 創 志 会	○議員貸与のパソコンについて、撤去してもかまわない。各会派等にパソコンを1台残すのか、または議員個人のアカウントを残すのか、方法は問わないが、庁内LANの情報を入手できる機能は整えていただきたい。
日 本 共 産 党 堺市議会議員団	○議員貸与のパソコンについて、撤去してもかまわない。経費削減と活用のしやすい環境について、どこで線引きしていくかを議論したい。
長谷川俊英議員	○議員貸与のパソコンについて、撤去してもかまわない。撤去後、議員自身のパソコンを使いやすい環境（プリンターの接続、ソフトのバージョンが異なる場合における配慮等）を整えてもらいたい。

【協議結果】

本件については、全議員に貸与している庁内LANパソコンを撤去することを合意した。庁内LANパソコンの撤去時期、Wi-Fi環境の整備やクラウドシステムの導入時期、運用方法等については、次回以降の会議で協議することとした。

併せて、クラウドシステムを導入した場合、どのような機能を使えるのか、また全議員貸与の庁内LANパソコンの撤去による削減額などをまとめた資料を事務局で作成した上で、今後議論していくこととした。

3. 中央図書館への議会活動報告チラシの所蔵・配架について

前回の会議において、各会派等に持ち帰って検討し、引き続き協議することとした本件について、前回、事務局より中央図書館に確認することとしていた以下の事項について説明の後、改めて、全議員が自らが発行した議会活動報告チラシ等をもれなく提供することを議会全体で合意できるか否か、各会派等の意向を聴取した。

(中央図書館に確認した事項)

- ①全議員が自らが発行した議会活動報告チラシ等をもれなく提供することを議会全体で合意した場合は、所蔵・配架の対応が可能であること。
- ②議会または議会事務局で議会活動報告チラシをとりまとめること。

大 阪 維 新 の 会 堺市議会議員団	○所蔵・配架の必要はない。 ○中央図書館側からの議会に対する能動的な申し出ではなく、議会側からの中央図書館への働きかけであることに懸念がある。 ○当初は、活動報告チラシが中央図書館の収集資料の対象になるかについての議論であったが、今日は議会本位の条件で中央図書館に収集させる議論となっていることに違和感がある。
------------------------	---

公明党 堺市議団	<p>○所蔵・配架の必要はない。</p> <p>○活動報告チラシには政党にかかわるものと政務活動にかかわるものがあり、政務活動費を充当していれば、あらゆる政治活動のチラシを対象とすることでよいのか疑問がある。</p>
自由民主党・ 市民クラブ	<p>○所蔵・配架の必要がある。</p> <p>○中央図書館が議会の総意があれば所蔵・配架するという条件を付けることはどうかと考える。地域資料を所蔵・配架することは基本的には図書館の責務である。</p> <p>○本来は、市民の知る権利を確保するため、中央図書館がもっと早く税金である政務活動費を充当して作成した活動報告チラシを堺市の政治分野の資料として所蔵・配架するべきである。</p>
堺創志会	<p>○所蔵・配架の必要がある。</p> <p>○議員が発行する活動報告チラシの対象範囲が不明確であったので、政務活動費を充当して作成したものを対象としてはどうか。</p> <p>○政務活動費の交付額には上限があることから、議員ごとのチラシ発行回数の差異に不公平性はないものとする。</p>
日本共産党 堺市議会議員団	<p>○所蔵・配架の必要がある。</p> <p>○政務活動費を少しでも充当していれば、全ての資料を対象としてよいのではないか。</p>
長谷川俊英議員	<p>○所蔵・配架の必要がある。</p> <p>○議会としても中央図書館の市民の知る権利を確保したいという意向に協力すべきである。</p> <p>○中央図書館が図書館利用者の要望に応じて図書を所蔵することもある。議会活動を広く公表することは、議会基本条例の精神である。</p>

【協議結果】

本件については、今一度、本日の意見とともに、この議論を継続するか否かを含め各党派等に持ち帰ることとし、次回の会議において引き続き協議することとした。

4. その他

座長より、今後の議会力向上会議の進め方について、個々の案件について原則として一定の協議期間内（協議を始めてから3回程度）に意見がまとまらない場合、当該案件にかかる議論を一旦終了したい旨の意向が示された。

5. 第50回議会力向上会議の開催日時について

本件については、令和3年1月29日（金）午前10時30分から開催することとした。